

令和2年4月30日

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構委員 各位
府県薬剤師会会長様
府県病院薬剤師会会長様
第1期実務実習受入施設 様

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 濱口常男

近畿地区における緊急事態宣言の解除（又は延長）に伴う
第1期実務実習の再開（又は中止）について
（4月30日時点）

現在、第1期実務実習は、緊急事態宣言の発令に伴い一時的に実習を中断しております。その緊急事態宣言については、全国対象に1か月程度延長で調整されている旨の報道がなされている状況です。

ついては、下記のとおり、緊急事態宣言の解除（又は延長）に伴う連休明けの第1期実務実習の残存期間（5月7日～10日）における実習の再開（又は中止）についてご連絡いたします。

大学におかれましては、緊急事態宣言の解除（又は延長）に伴う第1期実務実習実習の再開（又は中止）について、第1期実務実習受入施設および実習生に十分にご説明をお願い申し上げます。

なお、この情報については、令和2年4月30日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

記

1. 5月6日以降、緊急事態宣言が解除される場合には、第1期実務実習の残存期間（5月7日～10日）の実習の再開をお願いします。
2. 5月6日以降、緊急事態宣言が延長される場合には、第1期実務実習の残存期間（5月7日～10日）の実習の中止をお願いします。また、緊急事態宣言の延長期間中においては、第1期実務実習にかかる補講の中止もお願いします。

以上